

「行田市余裕期間制度設定試行工事」に関するQ&A

(1) 余裕期間制度の考え方について

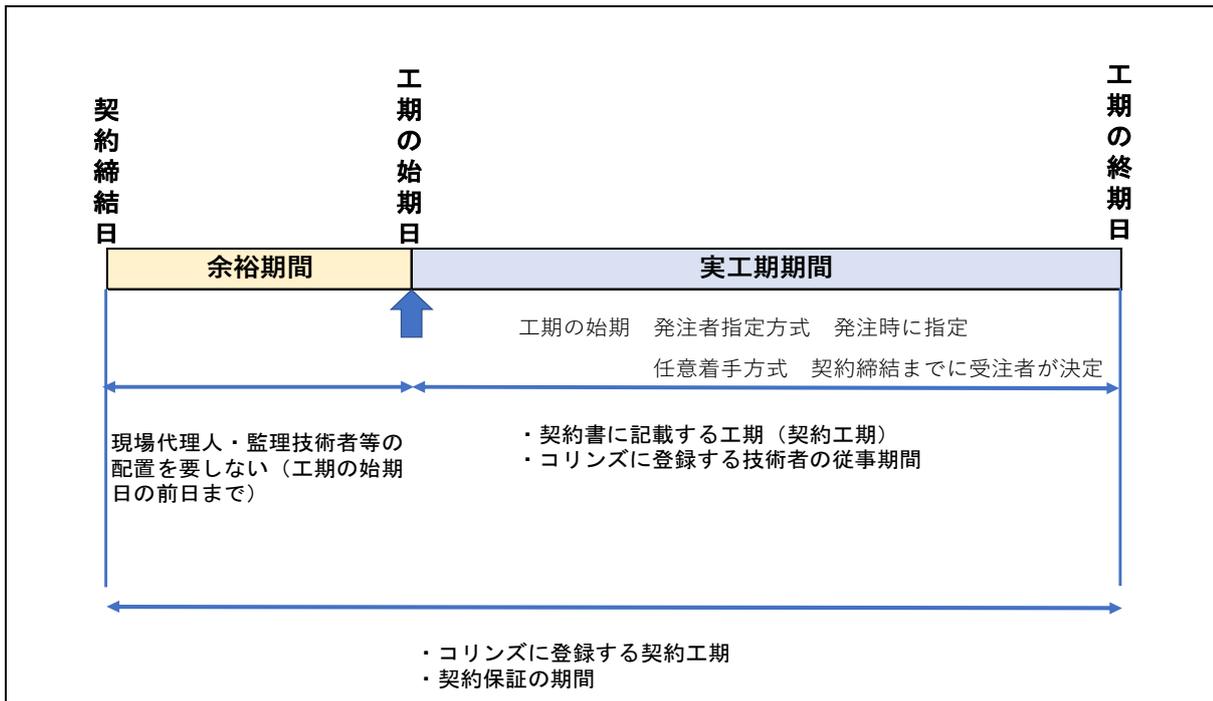
Q1-1) 余裕期間制度とはどのような制度ですか。

A1-1)

余裕期間制度とは、契約ごとに、概ね4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度です。

Q1-2) 余裕期間制度に係る用語について教えてください。

A1-2)



①余裕期間

契約の締結から工事の始期までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資機材等の準備などを行うことができる期間です。

余裕期間は、契約ごとに、概ね4ヶ月を超えない範囲内で設定します。

②実工期期間

工期の始期から終期までの期間を指し、実際に工事を施工するために必要な期間です。準備期間や後片付け期間の含まれます。

③工事開始期限

任意着手方式において、発注者が設定する工事開始の期限となる日です。契約締結日までに工事開始日通知書により工事開始日を発注者に通知しなければなりません。

④全体工期

契約締結日から工事完成期日までの期間です。

⑤契約工期

実工期期間です。契約書や着手届に記載する工期は実工期期間となります。

Q1-3) 余裕期間制度にはどのような制度がありますか。

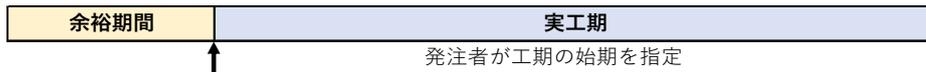
A1-3)

余裕期間制度には3つの方式があります。

- ①発注者指定方式：発注者が工事の始期を指定する方式です。発注者があらかじめ工期の始期を指定しているため、工期の始期までが余裕期間となります。
- ②任意着手方式：発注者が示した工事開始期限までの間で、受注者が工期の始期を選択する方式です。工期は、受注者が決定した工事の開始日から発注者が指定する工事日数を加えたものになります。
- ③フレックス方式：発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方式です。

■余裕期間制度

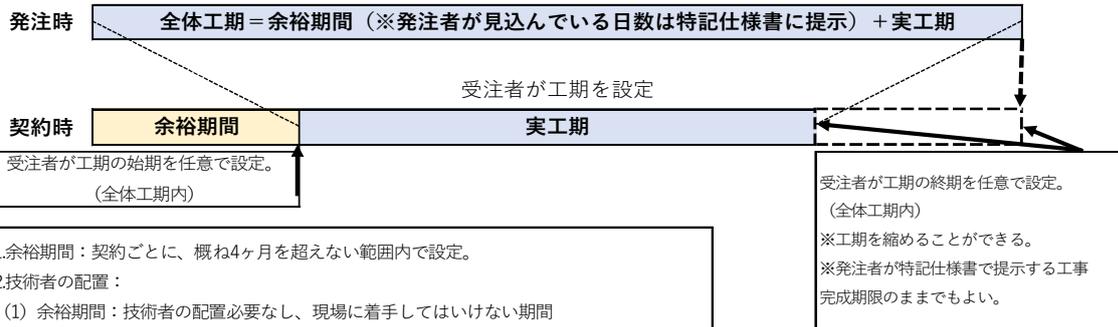
①「発注者指定方式」：発注者が余裕期間と工期の始期をあらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の始期を余裕期間内で設定できる方式



③「フレックス方式」：受注者が全体工期内で工事の始期と終期を設定できる方式



1. 余裕期間：契約ごとに、概ね4ヶ月を超えない範囲内で設定。
2. 技術者の配置：
 - (1) 余裕期間：技術者の配置必要なし、現場に着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 - (2) 実工期：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

Q1-4) 主任技術者又は監理技術者（以下技術者等）と現場代理人はいつ設置しなければいけないのですか。

A1-4)

余裕期間内は、工事開始前なので、技術者等の専任や現場代理人の常駐を要しません。ただし、契約締結後、10営業日以内に技術者等をコリンズに登録し、工事開始日から配置してください。現場代理人も同様とします。

Q1-5) 余裕期間制度内に行ってよい作業にはどのようなものがありますか

A1-5)

労働者の確保、現場に搬入しない資機材等の準備、関係者との協議、書類作成などが可能ですが、現場への資機材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等はできません。また、現場踏査等を踏まえた関係者協議は行えません。

なお、余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責により行うこととします。

(2) 余裕期間設定工事における手続き等について

Q2-1) 契約書などに記載する工期はどの期間になりますか。

A2-1)

契約書などの書類に記載する工期は実工事期間としてください。

Q2-2) 工事実績情報システム (CORINS) の登録はどのように行うのですか。

A2-2)

工事実績情報システム (CORINS) に登録する「契約工期」は全体工期 (余裕期間+実工事期間) とし、「技術者情報従事期間」は、契約書に記載する工期 (実工事期間) としてください。

Q2-3) 工事の契約締結後、前払金の請求はできますか。

A2-3)

対象工事に係る前払金は、工事開始日以降の請求となります。

Q2-4) 任意着手方式における工事開始日通知書はいつ、どこに提出すればよいのですか。

A2-4)

工事開始日通知書は、落札候補者となった後、書類審査の書類と一緒に契約担当課に提出してください。

Q2-5) 余裕期間内に完了する工事に従事している監理技術者等を試行工事の技術者として配置することはできますか。

A2-5)

余裕期間内は、技術者の配置を要さないため、他の従事中の工事が工事開始日までに完了すれば、配置することが可能です。この場合の、工事の完了とは工事完成通知日を指します。

なお、工事開始日において、監理技術者等及び現場代理人を配置できないときは、建設業法等に違反し、契約を解除することがあるのでご注意ください。

Q2-6) 配置予定技術者の工事が工期延期により余裕期間内に完成しなくなった場合はどのようにすればよいですか。

A2-6)

試行工事に配置予定の技術者及び現場代理人が従事中の工事において、工期延長等により工事開始日までに工事が完了しないことが判明した場合、技術者及び現場代理人の変更を認めます。

工期延期等が判明し次第速やかに、事業担当課に配置予定技術者の変更を届け出てください。

なお、この変更は必ず余裕期間中に提出してください。工事開始日において、監理技術者等及び現場代理人を配置できないときは、建設業法等に違反し、契約を解除することがあるのでご注意ください。

Q2-7) 契約保証は実工事期間だけでよいですか。

A2-7)

契約保証期間については、全体工期 (余裕期間+実工事期間) を含んでください。

Q2-8) 応札しようとした工事に余裕期間が含まれているか (試行工事の対象となっているか) はどうすればわかりますか。

A2-8)

試行工事は、一般競争入札であれば入札公告文に対象であることが記載されています。また、特記仕様書にも記載がありますのであわせて確認してください。

また、工事名については、「発注者指定方式」=余発指) ○○○○工事、「任意着手方式」=余任着) ○○○○工事、「フレックス方式」=余フレ) ○○○○工事とします。

Q2-9) 工事の工程表に余裕期間を記載する必要はありますか。

A2-9)

工事の工程表及び施工計画書等における工程表は工事開始日以降の期間で作成してください。

Q2-10) 工事開始日通知書の「余裕期間中における連絡先」には誰を記載すればいいのですか。

A2-10)

受注された会社の方で連絡がつく方であればどなたでも構いません。

Q2-11) 工期の終期について教えてください。

A2-11)

工事の終期は余裕期間制度の採用方式により異なります。「発注者指定方式」の場合は、特記仕様書に記載された工期末日がそのまま工事の完成期日となります。「任意着手方式」の場合には、工事開始日通知書にて通知した工事開始日から特記仕様書に記載された日数を経過した日が工事の完成期日となります。また、開始日の設定により工事の終期が官公庁の休日にあたる場合は、直後の開庁日となります。

「フレックス方式」の場合は、受注者が工期の終期を任意で設定します。なお、発注者が特記仕様書で提示する工事完成期日のままでもよいです。

Q2-12) 任意着手方式における工事開始日はどのように設定すればよいですか。

A2-12)

契約締結日から特記仕様書に記載されている工事開始期限日までの間で設定してください。ただし、工事開始日は官公庁の休日には設定できません。なお、工事開始日を契約締結日または工事開始期限日に設定することも可能です。

Q2-13) 工事契約後に工事の開始日を変更できますか。

A2-13)

契約締結以降においては、特別な事情がない限り、受注者の都合により工事の開始日の変更は原則認められません。また、受注者の責によらない理由により工事の開始日が変わった場合には、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更する必要があります。

なお、ここでいう特別な事情とは、受注者の責によらず、配置予定の技術者が従事している工事が余裕期間内に完了しなかった場合を指します。

Q2-14) 余裕期間設定試行工事と通常の工事の書類の提出時期はどのように変わるのか教えてください。

A2-14)

通常の工事において契約締結前までに提出する書類に関しては、全て試行工事においても同じです。ただし、「任意着手方式」、「フレックス方式」を採用した試行工事においては、契約締結前までに工事開始日（完成日）通知書の提出が必要となります。

また、通常の工事において工事契約日以降に提出する書類は、工事開始日以降同様に提出してください。（「工事契約日より〇〇日以内」のように提出期限が定められている書類については、工事契約日を工事開始日に読み替えてください。）ただし、コリンズの登録はコリンズの登録は監督員の確認を受けた後に、工事契約後10営業日以内に行ってください。なお、工事開始日以降に提出する書類を余裕期間内に作成することは可能です。

Q2-15) 余裕期間内に下請契約を締結することはできますか。

A2-15)

余裕期間内に下請契約を締結することは可能です。工事開始日になりましたら速やかに施工体制台帳の写しを提出してください。

Q2-16) 工場製作を余裕期間内に行うことはできますか。

A2-16)

工場製作が含まれる工事における工事製作工は工事着手とみなしますので行えません。工場製作工に係る打合せは可能となります。

(3) その他

Q3-1) 工期の延期はみとめられますか。

A3-1)

余裕期間の延長は原則認められません。契約期間（実工事期間）においては、受注者の責によらず、工期内に工事が完了できなくなった場合には、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更してください。

Q3-2) 余裕期間が設定されたことにより、経費の増加は変更対象となりますか。

A3-2)

余裕期間を設定したことにより増加する経費は受注者の負担となります。

Q3-3) 余裕期間内の工事現場の管理の契約に含まれますか。

A3-3)

余裕期間内の工事現場の管理は発注者が行います。受注者の現場管理は、工事の開始日から発生します。

Q3-4) 余裕期間内が設定されることで年度末に工期が集中しないでしょうか。

A3-4)

余裕期間制度は、施工時期の平準化促進のために行う制度のひとつです。余裕期間を設定することで、工期の終期が年度末になるような工事は本制度の対象とはなりません。

また、単年度予算の工事の場合に余裕期間を付与することで年度を跨ぐことはできません。